

令和3年度第1回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和3年7月27日（火） 和歌山労働局6階会議室	午後3時01分から 午後4時05分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席3名 出席3名 出席3名	定数3名 定数3名 定数3名

○事務局（嶋本）

ただ今から、第1回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、第1回目（第1回）の会議ですので、部会長が選出されるまで事務局で議事を進行させていただきます。

まず初めに、委員の紹介ですが、全員が審議会委員からの選出ですので、お手元の資料1の専門部会委員名簿とお席の名札を御参照いただくことで御紹介とさせていただきます。

委員の出席状況と会議の成立状況について報告いたします。委員9名中、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項に規程による定足数である各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を（いずれも）満たしており、本部会が成立していることを報告いたします。

次に、本会議は公開審議としており7月13日付けで、傍聴公示をしており、傍聴者希望はおりませんでしたのでゼロとなっております。

それでは、開会に先立ちまして、まずは専門部会の審議事項を確認いたします。

専門部会で実質的に最低限審議決定をする必要のある事項は、最低賃金額、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲、効力発生の日の3項目です。結審しましたら、専門部会から審議会本審に対する報告書を作成していただきます。参考までに資料6のところに昨年度の報告書をお配りしておりますので参照いただけたらと思います。

昨年度の報告の別紙1を見ていただきますと、改正決定で記載する項目のうち、1から3まで、適用する地域、使用者、労働者についてはあらかじめ最低賃金で定まったものです。

4番目が審議の中心となる改定後の金額で、最低賃金法第3条に基づき、時間額で定めます。

5番目の「この最低賃金において賃金に算入しないもの」については精皆勤

手当、通勤手当及び家族手当となっておりますが、これは中央審議会で示された考えに基づくもので、全国すべて同様となっておりますので、通常、具体的に審議していただく必要はございません。

6番目は効力発生日で、最低賃金法では公示から30日後が効力発生日となりますが、それ以降の具体的な日を定めることも可能です。具体的な日を定める必要がない場合には通常、「法定どおり」と記載していただきますが、日を指定する場合には具体的な年月日を記載します。

その他、最低賃金は生活保護施策との整合性についても確認することとなっておりますので、別紙2として県最賃と生活保護との比較についての報告も付記されております。これについては中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法により記載しております。

これらの文面は専門部会の決定に基づいて事務局が案を作成して、委員の御承認を得て施行する流れになります。

そして、全会一致の結審の場合は、第1回本審での議決により、専門部会での決議が審議会での決議となりますので、併せて、審議会会長名による労働局長あての答申書も作成し御確認いただくこととなります。全会一致に至らない場合は改めて本審を開くということになります。

以上のような内容、流れになりますが、よろしいでしょうか。

御質問等ございませんでしょうか。

〈特になし〉

それでは、専門部の第1回目の会議に当たりまして労働基準部長片野から御挨拶申し上げます。

○労働基準部長（片野）

基準部長の片野でございます。皆様、本日は大変御多忙の中、また御暑い中お集まりいただきありがとうございます。本審に引き続いてよろしくお願いいたします。

先程開催されました本審におきまして局長の池田からも話がありましたが、7月16日今年を目安が中賃から示されたところでございます。

大変難しい内容になっているかと思いますが、この中央最低賃金審議会の目安を尊重しつつ、和歌山県の地域最低賃金の改正に向けて御審議いただければ幸いです。

審議日程は非常にタイトなものとなっておりますが、なにとぞ円滑な審議に

御協力お願いいたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（嶋本）

それでは、議題に入ります。

まず議題（１）の部会長及び部会長代理の選出ですが、最低賃金法第 24 条の規定では、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することになっております。当専門部会では、従来から公益委員の互選により、部会長及び部会長代理を選出して承認いただいております。今回もこの方法により選出していたかどうかということで、よろしいでしょうか。

それでは公益委員で御協議いただきまして、選出をお願いしたいと思います。

○公益委員（部会長）

先日、公益委員会議において協議した結果、部会長を私富山が、部会長代理を岡田委員が担当することになりました。

○事務局（嶋本）

公益委員の方で御協議いただきまして、部会長に富山委員、部会長代理に岡田委員を選出させていただきました。

御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

御意見等なければ、部会長を富山委員、部会長代理を岡田委員にお願いし、これ以降の議事の進行を富山部会長に引き継ぎさせていただきたいと思います。

富山部会長、よろしくお願いいたします。

○富山部会長

部会長に選任されました富山です。

先程も御意見伺ったのですが、中央最低賃金審議会における地域別最低賃金の目安として結局意見の一致は見ず、公益委員見解として 28 円が提示されています。今回の目安は A B C D といった従来の地域別のランク別ではなく、全国一律で 28 円ということです。また目安の金額としても過去を目安と比べても最も多い金額となっております。さらに地域別最低賃金においては、地域

の経済状況、それから雇用情勢等の実態を見極めつつ、目安を十分参酌されることを期待するとの意見も付されているところです。当専門部会においてもこれらの意見等踏まえながら充実した審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは議題に入っていきますが、その前に事務局から本日の配布資料について説明をお願いいたします。

○事務局（嶋本）

それでは、お手元の資料について簡単に御説明いたします。

まず、資料1は、専門部会の委員名簿です。御確認ください。

資料2は、専門部会の運営規程です。

資料3は、本審でもお配りしております審議会の開催予定の案です。

資料4は、最低賃金と生活保護費との比較データです。のちほど改めて御説明します。

資料5は、昨年、令和2年6月実施の賃金実態調査の結果から昨年の改正前の830円の未満率と、改定後の831円の影響率について、業種と規模ごとにまとめた一覧表です。昨年の改定によってどのような業種が影響を受けたのか確認いただけるかと思います。

資料6は先ほど御覧いただいた昨年度の部会報告書の写しです。

付け加えまして、先ほどの本審でお配りしました資料9「和歌山県最低賃金に関する実態調査」の結果報告について、金額審議の際にも参考としていただく資料でございますので、簡単に御説明させていただきます。

最低賃金審議会の資料とするために全国同じ基準で調査を行っておりまして、対象は99人以下の製造業、情報通信業と29人以下の卸売・小売業、飲食サービス業、宿泊業、医療・福祉及びその他のサービス業となっております、和歌山県では、6月1日現在の賃金の実態としまして、事業場の労働者4,905人分の回答を得て集計しております。

経済センサスの事業所情報では、調査対象の業種、規模の労働者が県内に約14万人おりますので、回答を得た約5,000人分のデータを、業種、規模ごとに約14万人分まで復元したものでございます。

少し飛ばしまして、6ページの各指数の状況を御覧ください。大きく上半分は一般とパート労働者をあわせたもの、下半分はパート労働者のみとなっております。それぞれ業種毎に第一20分位数、第一10分位数、第一4分位数、中位数を示しております。資料の冒頭に定義は記載しておりますが、第一20分位数とは労働者の賃金を低い者から順に並べ、20等分して、低い方から20分の1の順位に当たる数値です。

一般パート合計、パートのみいずれも製造業、卸小売業などの第一 20 分位数に、最低賃金ぎりぎりの 831 円が見られます。

次に 7 ページの賃金分布のグラフですが、令和 2 年の青の棒グラフと令和 3 年の赤の棒グラフを並べて示しております。上下のグラフとも、830 円、840 円、850 円、900 円台のところなどに一定のピークが見られます。

総括表を簡略化したのが 9 ページの表で、現行の最賃から 1 円上がるごとに影響率がどのように上がっていくかを示したものです。切りの良い 840 円、850 円などに該当労働者が多いので、そこを超えるごとに影響率が少し上がるということがわかりいただけるかと思います。

以上、簡単でございますが資料の説明とさせていただきます。

○富山部会長

ただ今の配布資料についての御質問等がございましたら、この後の資料に関する議題の中でお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議題（２）の専門部会運営規定の確認を致します。運営規定の概要を事務局から説明してください。

○事務局（嶋本）

資料 2 を御覧ください。今回、運営規定の一部変更を提案したいと思いますが、まずは現行の規程を説明させていただきます。

本審の運営規程とかなり重複している部分がございますので、概要に絞って御説明いたします。

第 2 条、会議の招集ですが、部会長が必要と認めた時や、局長又は 3 人以上の委員からの請求があった時、となっております。

第 3 条、委員の欠席ですが、委員が出席できない場合は、適当な方法で部会長に通知することとなっております。

第 4 条、会議における発言ですが、部会長は議長として議事を整理し、発言する時は部会長の許可を受けることとなっております。

第 5 条、会議は原則公開ですが、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は非公開とすることができるとなっております。また、部会長は秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの措置をとることができることとなっております。

例年、金額審議の部分は率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるということで非公開としており、傍聴の申込みがあった場合は、金額審議の部分にさしかかった時点で退席していただいております。今年度の対応について、後ほどご判断をいただければと思います。

第6条、議事録及び議事要旨について、本審同様に議事録を作成し、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成して公開することになります。

第7条、部会長は、専門部会の議決について、本審会長に報告するものとなっております。

以上、運営規程の概要を説明いたしました。資料2の2枚目以降に改正案を付けさせております。

改正の趣旨といたしましては大きく2点ございます。1点目は第3条の部分で、審議会へのリモート出席が可能な規定を整備したいという趣旨、もう1点は第6条の議事録の署名について、政府方針で押印廃止の流れとなっていることを踏まえ、議事録の署名を廃止するという事で、もちろん署名を廃止した場合でも、議事録作成に当たっては引き続き各委員の代表者に御確認いただく運用としたいと考えております。

あとは細かい部分ですが、会議資料の非公開についての規定も追加しております。内容につきましては本審運営規程の改正に即したものとなっております。

以上、運営規定の改正案についても御検討いただければと思います。

○富山部会長

事務局から運営規定の説明と提案がありました。まず会議の公開について提案がありましたが、昨年度までは、専門部会を原則公開として、金額審議の部分为非公開としておりました。本年度もこの方式を踏襲したいと思いますが、何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

〈意見なし〉

異議がなければ今年度も昨年度同様、金額審議の部分为非公開とすることとし、傍聴者がいる場合は退席をお願いすることとします。

次に、運営規定の改正について、リモートによる出席、採決を可能とする規定の追加と、議事録の署名の規定を廃止し、作成時に各側委員の代表者が確認する運用とすること、会議資料の非公開に関する規定追加について提案がありましたが、これについて何か御意見ございますか。

〈意見なし〉

それでは、改正案のとおり専門部会の運営規定を改正することとし、本日から適用することといたします。

運営規定について、その他の御質問、御意見はございませんでしょうか。

〈意見なし〉

他に御意見等がないようですので、運営規定を御確認いただいたものとして部会を進めさせていただきます。

次に議題の（３）、議事録の署名は廃止することになりましたが、各側の代表者が確認をするということで行いますが、運営規定第６条により議事録確認担当者の指名ですが、公益側は部会長が担当いたしますが、部会長以外の労使委員それぞれ１名を推薦いただき、指名したいと思います。

労働者側ではどうでしょうか。使用者側はどうでしょうか。

〈労働者代表委員から濱地委員、使用者代表委員から児玉委員を推す声〉

それでは、労働者側は濱地委員。使用者側は児玉委員が推薦されましたので、指名することにいたします。

議事要旨を作成する場合も確認していただくこととなりますので、よろしくをお願いします。

続いて議題（４）専門部会の日程について、今後の審議の進め方について協議したいと思います。

事務局から審議日程案を説明してください。

○事務局（嶋本）

資料３に今後の日程案をお示しさせていただいております。本審でも同じものを示しておりますが、改めて確認いたします。

今年度も当面第５回までの専門部会の日程を示しております。もし第５回までに全会一致で結審した場合は、本審で議決いただいたとおり、専門部会の決議が本審の決議となり、以降の専門部会と本審は中止になります。

もし第５回までの専門部会で全会一致とならなかった場合は、まだ十分審議が尽くされていないという場合には８月６日以降に審議を継続することとなりますが、一定の審議を尽くしても意見の一致をみるのが難しいと判断される場合は、審議会令第６条第６項で準用する第５条第３項の規定に基づきまして、過半数による採決により結審することも可能です。

採決による結審の場合は、その後に本審を開いて改めて審議いただくことと

なります。

本審でも申し上げましたとおり、10月1日発効を目指す場合のリミットは8月5日となります。できるだけ早期の発効に努めるという点と、審議を重ねる中での歩み寄りによる全会一致を目指すという方向性につきましては何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

○富山部会長

第2回以降の日程について、事務局からの提案がありましたが、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〈意見なし〉

では、そのように進めていくということでお願いします。

次に、生活保護との整合性について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋本）

資料4を御覧ください。

中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法に基づき計算した生活保護と、最低賃金の比較計算の資料になります。

生活保護の最新公表データが令和元年度のものとなりますので、令和元年度での比較となっております。比較するのは若年単身者ということで、生活保護では18～19歳の単身世帯のデータを使用します。

まず生活保護ですが、①食費や被服費に充てるものとしての第1類費、水道光熱費や家具什器費などに充てるものとしての第2類費を、県内地域による3つの級地ごとに人口加重平均して月額69,400円程度と算出しております。

次に、②冬期の暖房費等に充てるものとしての冬期加算を1か月平均額に換算して1,096円程度と算出しております。

次に、③年末に増加する食費等を補填するための期末一時扶助費を県内の級地で人口加重平均して月平均997円程度と算出しております。

裏面になりますけれども、これらを併せ生活扶助費を、月額71,500円程度と算出しております。

次に、住宅扶助費をその実績から1世帯あたりの月額として22,400円程度と算出し、これを生活扶助費に足し合わせて生活保護の月額を93,925円と算出しております。

これに対して最低賃金ですが、令和元年度の和歌山県最低賃金である830円

で週 40 時間、月にして 173.8 時間労働したと仮定した月額に、可処分額を算出するための係数 0.817 をかけて手取額を 117,856 円と算出しております。

従いまして、最低賃金額が生活保護の水準を上回るという計算結果となっております。

先ほどの本審でお配りしている中賃目安小委員会の資料№2にも、全国のデータがグラフで示されておりますので、こちらも御参照いただけたらと思います。

○富山部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問等ございますか。

〈意見・質問なし〉

○富山部会長

最後の議題であります今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標等について労使から何か発言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○労働者側（濱地委員）

それでは基本的な考え方ですけれども、3点ございまして、1点目は、環境変化を見極めた上でしっかりと議論していきたいというふうに考えてございます。

コロナが始まって1年余り経過しています。で、先行きを見通す環境は昨年とは全く違うのではないかと考えています。1つはワクチン接種も進んでいますし、経済状況も回復の見込み。雇用情勢の回復のスピードも上がってきているというところで、昨年度とは明らかに違う環境での議論を尽くすべきというふうに考えております。

2点目は水準自体の低さでございます。最賃近傍で働く労働者の生活というものが、困窮度が増しているというところで、コロナによって非正規雇用の労働者の方、また女性の労働者の方が非常に深刻な状況であるというふうな、全国的にそういった労働相談も寄せられているといった状況ですし、昨年は中央で目安が示されずに、結果和歌山で1円増額ということになりましたが、その和歌山の最低賃金 831 円、年間 2000 時間働いても 166 万程度ということでございますから、これが最賃法第1条の水準に足るとは言えないというふうに思っているところでございます。

3点目でございまして、具体的な引き上げの方向性です。労側はこれ

まで、誰でも時給 1,000 円ということを実現するために様々な議論をして参りましたが、引き続きその方向性を目指して議論はしていきたいというふうに考えてございますが、当面は全国平均というものを意識しながら取り組んで参りたいというふうに思っております。そのことによって 1,000 円への道筋というものが示される第 1 歩になるんじゃないかなというふうに考えてございます。

あと地域間格差です。この課題というものを何としてでも克服しなければならぬというふうに考えてございまして、この地域間格差がある限り、労働力の流出、これはもう待ったなしの状況となつてございまして、県内企業の存続すら危ぶまれる危機的な状況というふうに考えてございます。

そういったことを意識しながら、この 3 点の方向性で議論をして参りたいというふうに思っております。

○富山部会長

ありがとうございます。

それでは使用者側から意見ございますでしょうか。

○使用者側（原委員）

中央会でございます。私どもの中央会という組織ですけれど、中小企業者の組合という形での加入者数というのが中小企業のいろいろな組合の中で一番多いところですよ。商工会さんの組合員数よりも我々のほうが多い。これは何を意味しているかということ、それだけ中小企業の経営者の声を、組合を通して直接、我々は知ることができる。

今、濱地委員のほうから、環境の変化を考えていけないといけないということで、これはそうだと思います。私どもは月例で、経営の状況とか見通しというものを景況判断の形で出していますが、世間がいうほどコロナ前に戻っているかということ、去年に比べると良くなったというような声は聞こえますが、しかしコロナ禍の前に比べるとまだまだというような声が聞こえてきております。ですので、まだそんなに見通しがいいものではない。

雇用状況につきましても、雇用調整助成金という制度の中で非常に救われてきている。これ一説では国ベースでいくと、調整助成金がないと失業率が 5 パーセントぐらいになっていただろうという意見もあります。ですから、雇用調整助成金に支えながらやってきている。

これが未来永劫続いていくということであればともかくとして、もういつやめようかとそういうふうな状況もささやかれている。雇用調整をいただきながら賃金を上げていくというのは、これはどうみても少し不合理ではないかなと、

少し自己矛盾を感じるような、そういうふうな感じがしております。

それから、和歌山県の特徴としては、全国的に比べて非常に小規模な企業が多いという状況があります。中小企業の中でも従業員が5人未満の非常に小さな企業の割合が全国平均に比べて高いという特徴がありまして、生産性を上げていくということも言われていますが、特にこの小さな企業というのは、先ほども有田のほうからの資料にもありましたが、労働分配率、付加価値の分配率という点でいくと、非常に大きいわけですね。一般的には大企業で51パーセントぐらいですが、中小企業で78パーセント、小企業で80パーセントぐらいまで労働者の賃金に分配している。これ以上上げていくとなると生産性を上げなくてはならないということになりますが、生産性を上げるには機械とか入れていったら簡単に上げられるのではないかとということで、いろんな補助制度があるのですが、第2の特徴としては、和歌山県は、先ほど示していただいたデータで最賃の800数円のところに集まっている中に小売業が多かったですが、小売業とかサービス業、卸といった業種、特に小売業種が全国的に比べて和歌山県が非常に多い。この小売業というのは特に労働生産性が低いです。いくら機械化しても、小売業に関しては機械化をして生産性を上げていくのが難しい企業体なんです。生産性を高めたらいいいといっても限界まできている状況なので、これ以上、賃金に回していく原資をどうやって持っていくかというのが、非常に難しいんじゃないかなと思っております。

中央の答申の中にも十分な施策をとということなんです、極端な話、上げていく金額に見合うような、税額を下げてくださいとか、中小企業の税率については15パーセントがG7でも決定されてますけれども、10パーセントにするとか思い切った直接的な支援がない限り、例えば、生産性を上げるための補助金を出したら上がるだろうといった形で進めていくと、潰れていく中小企業が非常に多いのではないかなと思っておりますので、世間が言っている以上に中小企業は厳しいし、和歌山県の業種の特徴からしても、事業者で努力できるというところが非常に少なくなっているのではないかなという状況で、賃上げは非常に厳しいのではないかなという声が我々に届いています。

○富山部会長

どうもありがとうございました。

ただいま労働者側からは、コロナ禍からの経済の回復というのが見込まれているんだということと、実際、給与水準の低さが問題ということ。引き上げの方向では、今後、時給1,000円、それも全国平均で地域間の格差をなくすという方向で審議を進めていきたいという意見がございました。

使用者側からは、コロナ前にはまだ戻ってないんだということで、雇用調整

助成金等による支援で何とか雇用を維持している段階で、賃上げまでの余力はないということ。それから、和歌山は特に小規模な企業、中小企業、個人企業が多くて、小売業も多いということで、生産性を上げていくというのがなかなか難しいと。その中で賃金の上昇にはなかなかそこまでの余力はないという御意見がございました。

ただいまの御意見を踏まえて、公益委員の方からは御意見ございませんでしょうか。

○岡田委員

労使双方から御意見いただきありがとうございます。

毎年言っている感じで申し訳ないのですが、労側の立場と使側の立場でそれぞれ立場が違いますので、今言っていたことが、どちらが間違っているとかというわけではなく、それぞれのお立場で正しいといいますか、今の現状のお話をしていただいたというふうに思っておりますので、公益としては、それぞれの立場からの御意見を踏まえて今後の議論を進めていくという形になろうかなと思っているということをお伝えした上で、今年、議論としては非常に厳しい状況であるというふうに公益としては考えておりますので、1回目なのでかなりイレギュラーではあるんですけど、といつつ、去年もこういう流れだったような気がするのですが、もしよろしければ、1回目ではあるんですが、公労、公使の個別の協議を非公開で行わせていただいて、本当に忌憚のない、率直な本音の意見交換を、とりあえず、公労、公使でお伺いできればと思っておりますが、会長いかがですか。

○富山部会長

ただいま岡田委員のほうから、個別に公労、公使の個別で協議したいと、今年は中央からの目安も出ているんですが、このことについて、1回目ではあるのですが、ここでそれぞれ個別にですね。

はい、児玉委員、御意見おありでしたら。

○児玉委員

第1回目ということで、基本的な考え方の時に、今回の目安について公益見解、毎回出ていると思うのですが、今回の見解については先ほどの景況判断であったり、賃金を上げることによって、景気を好巡回にするとか、あるいは最後に付け加えられている、上げた上は産業政策をするという順番を間違ったような見解が出ているということについて、公益の皆さん方が、公益見解について、先ほど一部、本会で岡田委員から説明がありましたけれども、それだけ

ではなくて、事務局としても公益見解の示され方が、目安小委員会のあり方が果たしていいのかどうか。それに伴って我々、中央審議会を尊重するというお話が、労働局長も基準部長も尊重するんだというお話をいただいた。現状を認識できていないのに、尊重してくださいというところについては、これ個別の議論ではなくて、事務局の見識を聞きたいし、また公益委員の皆さんの話については共通認識として、これ仕方ないものだということで目安の見解が出ているようにしか見えないし、出た後のマスコミの論評もそうだったと思うのですが、政府に仕切られているような、マスコミもそういう評価をされている。そこについて共通認識を持ったうえで、それぞれ議論をするべきだと思っております。

○富山部会長

制度についての問題ですかね。

共通認識と言われますが、具体的に言えば、こういう形での中央の目安が出て、地方にそれを前提にするような審議はおかしいのではないのか。そういう御意見ですか。

○児玉委員

そのことも含めてなんですけれど、中身について皆さんがどういうふう認識されているのか。例えば、労側から基本的な考えの中で昨年と違うんだというお話をされました。じゃあ一昨年とどうなのかというと、一昨年の状況には全く至っていないというのが共通認識だと思うのですが、一昨年よりも数字が大きくなっているのですよね、金額の。そういう簡単なことも十分説明もない中で、目安を受け入れて尊重してという言われ方をすると、その考え方がそもそも全く理解できない。

○富山部会長

ただ各地方の審議会で、あれは単なる目安ですよ。だからそれについて一つの意見として28円という数字が出てきている訳なんです、それをじゃあ和歌山でどう考えるか。この地方審議会はどう考えるかという問題ではないかと思うんですが。それは一つの意見であるからそれに従わなくてはならないということではないですから。

○児玉委員

そこで事務局で過去のデータがあれば教えていただきたいのは、過去の目安に対して和歌山県の答えが、目安からどれだけ乖離というか、プラス、マイ

ナス、過去どんな状況だったのかということと、あるいは全国の日安に対して、地方の所はどの範囲で皆さん回答を出されたのか。和歌山県の状況なり、全国の状況なりがデータとしてお示しいただけるのであれば、部会長のお話のように、単なる日安ということの理解なのか。随分そこに縛られているように思っているんですけど。その辺は過去の数字なり、縛られてないよ、あるいは和歌山は縛られているけれど、全国では縛られてないよということのお話が過去のデータとしてあるのかどうか、分かりますでしょうか。

○事務局（片野基準部長）

データそのものについては調べさせていただかないとちょっとわからない部分もありますが、全国の類例を見ておきますと、日安として示されたものに対してそのとおりになってない、そのとおりではなくその地域独自の数字を出したという事例はあるというのは承知しております。

今すぐ調べる必要があるというのであれば、今すぐお調べしますし、次回まで構わないということであれば、次回までにそういった資料は過去にさかのぼったものをご用意させていただきたいと思っております。

○児玉委員

ぜひ次回までに数字を示していただいて、日安から何パーセントずれがあるのか。パーセントがいいのか、金額がいいのかなんですけど

昨年ですと示さずという中におそらくプラス3円のところがあったように思います。その程度のプラスマイナスはあるのかなと思うんですが、一番聞きたいポイントは日安に対してのマイナス回答というのがあったのか、なかったのかということも含めてデータをお示しいただきたいと思います。

○富山部会長

日安からマイナスになったところがあるのかどうか、その点についてですね。

○事務局（嶋本）

他県のデータとなればなかなか難しいですが、和歌山のデータであれば、おそらく次回までにお示しできるかと思います。

よろしいでしょうか。

○児玉委員

できる範囲でよろしく願いいたします。

○富山部会長

私がこの審議会に関わっている中で、目安プラス1円とかというのはありました。去年もゼロということでありましたけれど、プラス1円ということになりました。ゼロのところもありましたが。あくまでも目安であるんだけど、一つの指標みたいなものにはなっていると思います。

では、事務局でそれを出してもらうということですが、この審議会の中では特にそれにこだわるということではなく、それぞれ意見を出してもらって、その中での決着というか、決めていくということになります。

○児玉委員

事務局のほうにもう一つすみません。先ほどの公益見解の⑦番について、もう一度確認をしていきたいのですが、「最低賃金を含めた賃金の引き上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させること」というふうになっておりまして、最低賃金を上げることによって経済の好循環をさせるという表現が出ているのですが、これが、一昨年まで4年にわたって3パーセントの賃金の上昇してきたわけですけど、賃金上昇によって、結果として経済を好循環させるということについて、データとしてお示しいただけるものが。最低賃金によって経済を回していくような言い方になっているわけですけど、そういった最低賃金と経済の循環といったことが果たして示されるものがデータとしてあれば、ぜひ事務局でご説明いただいたら。あるいは公益委員の方でそういう知見があればお示しいただけたらと思うのですが。

○事務局（片野基準部長）

事務局として、中央の答申がこのような判断をしている根拠についてあるいは内容について、更に意図について何かお答えすると、恣意的に解釈してお伝えすることになってしまうので、恐縮ではございますが、適切ではないですし、回答は差し控えさせていただきます。

ただ、もし審議会委員の皆様が今後の御審議にあたって、この答申を読み解くにあたってこういうデータが必要ではないかという資料であったり、データであったりというものがあれば、速やかにお調べして御提供差し上げたいと考えております。

○岡田委員

経済学的に、景気を分析するのは非常に難しく、景気の要因は多様で複雑

に絡み合っていますので、何が何パーセント寄与してこれだけ上がりましたみたいなのは、なかなか研究結果としても綺麗にお示しするもの、私の今ぱっと思いつく限りでは見当たらないのですが、もし周りの経済学者にも聞いてみて適当なものがあれば、御提示できればと思っております。できなければ、大変申し訳ないと言いたいのですが。

その上で、この中賃の公益委員見解の⑦の部分なのですが、そういう意味で景気経済の循環というのには多様な要因が関わってくるという中で、⑦はその中でも特に消費というところに着目した文章になっているということです。少なくとも消費という側面に着目したのであれば、賃金水準を引き上げていくことは可処分所得の拡大につながるし、それが消費の拡大につながっていくというそういう文脈で捉えるのであれば、経済の好循環に繋がっていく可能性がある。可能性があれば実現に繋がっていくという、そういう文章になります。

ただ、今申し上げたように、私は経済学的には経済の循環というのは消費だけで決まるのではないというふうに考えますので、この消費の拡大を打ち消すような要因が他にあれば、それが大きな要因であれば、最低賃金を引き上げたとしても必ずしも経済の好循環を実現することが出来ない場合もあるわけですし、一方で、消費の拡大は経済の好循環を実現させる可能性はありますので、賃金水準を引き上げていくことは経済を良くしていくことに繋がるというこの文脈自体は間違っていないというふうに考えています。

そういう意味で⑦の公益見解は、私は、先程の本審のほうでも申し上げたのですが、この①から⑦を考えた中賃の公益委員の方々の御苦勞を思うと本当にもう涙しか出てこないんですけれども、⑦の文章も本当に御苦勞をされてこういう文章を考えられたんだというふうに思いますので、中賃の公益委員の方々が、最低賃金を引き上げたから経済良くなるよって、そんなに簡単に思っている訳では決してないと思うんです。でも一方で、上げていかないと良くなる可能性を生み出すことが出来ないというふうにも考えているから、この答申は28 円、というのが中央の公益委員の見解なのではないかと個人的には思っておりますので、目安を、あくまでも目安ですので、どういうふうに考えるのかというのはこれからの議論、この場の議論にかかってくる訳ですけれども、私は、目安ではあるけれども、やはり中央の公益委員の方々がそんなに軽々しく28 円でいいんじゃないみたいな感じで決められものでは決してないというふうに、この見解をみて本当に御苦勞された上での結論だと思っているので、そういう意味では尊重したいというふうには思っている。簡単にこんなもの信じられないというふうに打ち消せるようなものではない。けれども、あくまでも目安、という立場でこの場には望んでいきたいと思っております。

先程の児玉委員の問いかけに答えられているかどうかは分かりませんが。

○原委員

児玉委員がおそらく今のような御意見という裏には、企業主のほうから、今回の事案の一連をみても経営に対するやる気が失せてきたという声が非常によく聞こえてきます。これはなぜそういうふうになってくるかという、ある意味でいうと、政府のやり方が、最初はGDPに合わせて上げていくんだとか、物価上昇に合わせていくんだとか言いながら、全然そのとおりにしていないんですね。賃金を上げていくというのは、今、先生がおっしゃったとおり、普通に考えれば、消費を上げれば景気が良くなるという局面だけではない。当然のことだと思います。しかし、そういうふうな論を張りながら公式に見解が出てくる。しかし中小企業の事業者らは、そうじゃないだろうと、今までどれだけ景気が上がってきているんだというような、そういうものがあります。そういうことの中で、極端な言い方をすれば、これは政府の失敗のつけを我々に回しているのではないかと。そういうマインドの低下というのが、非常に我々中小企業事業者としては大きなものがあります。

これはどういうふうな影響を持っているかという、もう辞めようかというところが実は今後増えてくるだろう。倒産という形ではなくて、もう辞めていこうというところが増えてくる。その結果として受け皿になる新たな産業が出てくればいいんですが、そういうふうな雰囲気もないという中で非常に大きな話になってくる気がします。

実は先程の児玉委員が言われたのは、おそらくそう言った事業者からのジレンマという、これは数字には表れないものですが、非常にマインドということでは大きな意味を持ってくる。ですから、真剣にそう考えているんだったら、中小企業者はここは必死になって頑張って、みんなが良くなるんだたら頑張ろうじゃないかと我々も言えるんですが、なんとなく書いているだけだとも言えるかもしれないが、そうじゃないよというような理由があるのであれば、生きるか死ぬかの事業主にとってみては説得力が少ないということになるんじゃないかということで、そこを明確にしてほしい。まあ、ここでできる話ではないかと思うのですが、そういうところがスタート地点にある。そういう意見を申し上げたんだと思います。

○富山部会長

他にどうですか。

労側の方はどうです。

○澤井委員

今まで私も2年やってきましたが、大体、全国的に目安を参考にということで。その前までは歴史としては、中央がないために全国的に、近畿内でも最賃の地域別に格差が出てきたという、この格差を是正しないといけないということで、中央より目安を示してきてたということがありまして、その目安を日本国内で働く労働者の地域間格差とか移動する格差を是正するために今までやってきたという経緯もありますので、そういう意味では全国一律で示されている中でそれを追隨していかなければ、和歌山県の地域最賃が他の県と違ってくるというような形になってきますから、その中で和歌山県、近畿エリアの中で一番低い県ということで、それを少しでも近づけていこうということで公労使で今まで議論してきたという経緯がありますので、これが歩み寄りと議論がなければ、単年単年で、去年は特別だからだとか、これが逆の話、景気が良くて右肩上がりだったらいくらでも上げてくれるのかというと、絶対そうではないと思うんですね。そんなに上げられません。我々民間の労使交渉でもそうだと思うんですけども、使用者側の意見としては、大きい企業、中小、小さい企業、どこの経営者もそうなんですけれども、儲かっている時はたくさん出すよ。儲かっていない時は協力してねというんですが、通常時でそれなんです。右肩上がりでもやはり、これだけ業績が良くなって改善していきませんかといったら、いやいや、まだまだ先が見通せないから先行きがわからないからと、それはどうしても労使の関係ではどこでもある話で、やっぱり中小苦しいから、大手は厳しいからというのは、大きい範囲、マクロのところではあるかもしれませんが、ミクロのところで見ても一緒ですから、そこは苦しいところは苦しいし、経済環境がいいからどうなのかというのは、そこは議論は別の問題です。使用者側はどの時代も出したくない、労働者側は出してもらいたいというのが根底にあると思います。

和歌山県の経済指標とか見ていると、基本住宅とか自働車とかの登録件数とかも若干持ち直しつつあるという状況もあったので、そういうところも客観的に議論して進めていければなという、私個人的な意見ですけども、そこも汲み取った話し合いをさせていただければと思います。

○富山部会長

よろしいでしょうか。

先程、弁護士の立場でどうだと。まあ、会長声明というのは常議員会なんかで決められるので。私ももちろん参考意見ということでしか考えてませんけれど、例えば最低賃金法の第1条の目的の中では、賃金が低廉の労働者について、最低賃金を保証することによって労働条件の改善を図ったり、労働者の生

活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争ということが目的とされている訳ですけど、先程も最低賃金との比較という資料4ですけども、去年の830円だったら1か月にどれだけ収入があるかといったら、手取り額として117,856円。生活するには、なかなか大変な金額だと思うんですね。

そういうふうに最低賃金の目的が低廉な労働者についてボトムアップをするということであるのに、それにも関わらず経済政策として用いられているというのが問題だという御主張だと思うんですが。

このあと、それぞれ議論させてもらおうと思いますが、どうしましょう。よろしければ、双方別々にお話を聞かせてもらおうということで。よろしいでしょうか。

〈公労、公使それぞれで協議〉

双方から個別に意見もあり、なかなか厳しい状況だというのがわかりましたが、次回から有意義な議論を行っていきたいと思います。

それではその他の議題として、御質問御意見ありますか。ございましたら。事務局の方もよろしいですか。

他にないようでしたら本日予定していた議事は以上ですので本日の会議は終了したいと思います。次回の専門部会は先程の打合せどおり7月29日午前9時からこの場所で開催しますのでよろしくお願いします。次回は本日の審議を踏まえて各側から具体的な金額を提示していただき、その上で審議をしたいと思いますので、双方とも御準備をお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

(了)